

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第89条の2第1項の規定に基づき、障害者等が地域において障害福祉サービスを利用して自立した生活を営むことができるように、地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行うとともに、障害者相談支援事業を円滑に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業における困難事例等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) その他地域の障害福祉の増進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 1名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 会議の運営を補佐するため、協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員及び幹事以外の者を協議会に出席させ、

説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。
- 3 部会は、会長の指名する者をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。
- 7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することが出来る。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議・運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内東京都指定相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	4名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部長 保健衛生部長 知的障害者福祉司 身体障害者福祉司 精神保健相談員（保健師）
--------	--

別表第3（第6条関係）

区職員 幹事	福祉部福祉政策課長 福祉部障害福祉課長 福祉部福祉センター所長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 障害者就労支援センター所長
--------	--